



Finance and Tax Bills 2025 Highlights

2026 Budget

—
November 2025

KPMG in Malaysia

KPMG. Make the Difference.



Table of Contents

01 Business Tax

キャピタルゲイン課税

- 「処分 (disposal)」の定義
- 減資、株式の転換、株式の償還、その他類似の事象における株式の処分日
- 名義人によるキャピタル・アセットの処分
- 国外キャピタル・アセットの処分に関する所得税法第 9 章の不適用

その他の事項

- 見積税金の支払いスケジュール見直し
- 過納付税額の利用
- IRB 長官／徴税官によるガイドライン発行権限
- オンラインによる電子申告の権限付与 – 所得税法、石油税法、ラブアン税法
- 申告書等を提出するための、パートナーシップに属する従業員の任命
- Tax Agent の定義 – ラブアン税法
- MITRS を通じて書類を提出する義務を負う納税者の範囲拡大

02 Real Property Gains Tax

- 控除可能損失の繰越期間制限
- 取得者による留保金
- 修正申告書の電子申告

Table of Contents

- 自己申告制度における追加納付額の分割納付
- 誤りまたは過誤以外の救済申請手続
- 書類不提出のペナルティ
- 名義人、Tax Agent および弁護士への権限付与手続きの電子化
- 代理人の任命を撤回する権限

03 Stamp Duty

- 自己申告制度導入に伴う改訂
- 外国法人またはマレーシア国籍を有しない者、もしくはマレーシアの永住者でない者が関与する居住用不動産の譲渡に関連する証書に対する印紙税率の引き上げ
- 雇用契約に対する印紙税免除の賃金基準額の引き上げ
- ペナルティおよび罰金に関する改訂
- 不動産交換取引における当事者の印紙税負担に関する改正
- 誤りや過誤に関する還付措置を電子媒体を通じて申請できるようにするための改正

04 Personal Tax

- LLP（有限責任事業組合）の個人パートナーへの利益分配に対する課税の導入
- 国内観光関連費用に係る所得控除の再導入
- 所得控除の対象拡大と限度額引上げ

Business Tax





Ong Guan Heng
Partner
Corporate Tax
guanhengong@kpmg.com.my

Key Message

“企業に重要な影響を及ぼす新税の導入や税制改正はありません。見積税金の支払いスケジュール見直しは、同一の会計期間内で税金の納付を整合させることを目的としています。また、電子申告に関する代理人任命の施策により、代理人選任の手続きが一層効率化されます。これらの提案は、当局による税務管理を継続的に改善するものです。”

キャピタルゲイン課税

1 「処分 (disposal)」の定義

現在、キャピタルゲイン課税における「処分 (disposal)」の定義には、売却、譲渡、移転、割当、清算、合意または法令による譲渡が含まれ、さらには減資や会社による自己株式取得も含まれる。また、キャピタル・アセットを棚卸資産に移転する場合（みなし処分）も含まれるとされている。

これにつき、所得税法第 65C 条における「処分」の定義を以下のとおりに置き換えることが提案されている。

- (a) 売却、譲渡、移転、割当、清算、合意または法令による譲渡
- (b) 会社の解散または清算に伴う権利の消滅
- (c) 減資、株式の転換、株式の償還、会社による自己株式の取得、キャピタル・アセットの所有権消滅

この提案により、不確実性が排除され、株式所有権の消滅をもたらすすべての事象にキャピタルゲイン課税制度を適用するという政策意図に沿ったものとなる。

上記の提案は 2026 年 1 月 1 日から施行される。

2 減資、株式の転換、株式の償還、その他類似の事象における株式の処分日

現在、キャピタル・アセットの処分は、次の場合に行われたものとみなされる。

シナリオ	処分日
書面による契約があり、	
• 処分または取得が政府または州政府の承認を要する場合	• 当該承認日
• 政府または州政府の承認を要する条件付き契約の場合	• すべての条件が満たされた日
• 上記以外の場合	• 書面契約の日付

シナリオ	処分日
書面による契約がない場合	キャピタル・アセットの処分完了日、すなわち • 処分者によるキャピタル・アセットの所有権移転の日、または • 当該移転に係る対価の金額または価値の全額を処分者が受領した日、のいずれか早い方

キャピタル・アセットを棚卸資産に移転する場合

キャピタル・アセットが棚卸資産に組み入れられた日

処分の定義拡大に伴い、書面による契約がない場合の処分完了日については、次のいずれか早い日付に基づき決定することが提案されている。

- キャピタル・アセットの所有権が処分者から移転された日、処分者によるキャピタル・アセットの所有が終了した日、または会社の解散または清算により権利が消滅した日。
- 当該処分に係る対価の金額または価値（現金か否かを問わない）の全額を処分者が受領した日。

上記の提案は 2026 年 1 月 1 日から施行される。

3 名義人によるキャピタル・アセットの処分

現在、名義株主によるキャピタル・アセットの処分に関する税務上の取扱いを規定する明確な条文が存在しない（例：本人が名義人を指定し、その名義人が本人に代わってキャピタル・アセットを登録・保有している場合）。そこで、名義人による処分が行われた場合、キャピタルゲイン課税は実質的所有者に課することが提案されている（キャピタルゲイン課税において、名義人アレンジメントは無視される）

上記の提案は 2026 年 1 月 1 日から施行される。

4 国外キャピタル・アセットの処分に関する所得税法第 9 章の不適用

所得税法第 9 章の適用範囲を以下に限定することが提案されている。

- マレーシアに所在するキャピタル・アセットの処分（例：マレーシア法人の非上場株式）、または
- 所得税法第 15C 条に規定される子会社等の株式の処分

所得税法第 9 章は、キャピタル・アセットの処分による利益または収益（処分から生じる調整後所得または損失の算定も含む）に対するキャピタルゲイン課税を規定している。

今回の提案は、2025 年 7 月 21 日に内国歳入庁（IRB）が発行したキャピタルゲイン課税ガイドラインで示された解釈と整合するものであり、第 9 章の適用範囲を明確化することを目的としている。提案された改正により、国外キャピタル・アセットの処分には第 9 章の規定が適用されないことが明確となる。

上記の提案は 2026 年 1 月 1 日から施行される。

その他の事項

1 見積税金の支払いスケジュール見直し

会社、LLP、信託団体、協同組合は、原則として各課税年度における見積税額を申告することが求められている。通常、申告した見積税額に基づき、当該賦課年度の基準期間における月数で按分した金額を、毎月分割納付する。

現在

基準期間の 2 か月目を最初の分割納付期限とし、翌賦課年度の基準期間の 1 か月目を最終の分割納付期限としている。

提案

分割納付の開始を基準期間の 1 か月目とし、同一基準期間の最終月に分割納付を完了するものとする。

この変更により、分割納付のスケジュールは当該賦課年度と完全に整合することとなる。

施行日

賦課年度 2028 から施行

移行措置

新たな分割納付スケジュールへの移行を円滑にするため、賦課年度 2027 は移行期間として取り扱う。この賦課年度では、分割納付は基準期間の 2 か月目に開始し、同一基準期間の最終月で終了する。納付額は、基準期間の月数から 1 か月を差し引いた月数に基づき、均等に按分する。

要するに、賦課年度 2027 は、最初の分割納付が 2 か月目に期限を迎える最後の年度となる。賦課年度 2028 以降は、分割納付スケジュールが基準期間と完全に整合し、最初の分割納付は 1 か月目に支払われることとなる。

2 過納付税額の利用

現在、所得税法、石油税法、不動産利得税法に基づき生じた、納税者に還付されるべき過納付税額は、IRB 長官により、当該納税者のこれら各法令に基づく未納税額に充当することが認められている。この充当メカニズムの適用範囲を、印紙税法およびラブアン税法にまで拡大することが提案されている。

この拡大により、複数の税制に義務を負う納税者は、個別の支払の必要性が減少し、全体的なキャッシュフローが改善されると期待される。

上記の提案は 2026 年 1 月 1 日から施行される。

3 IRB 長官／徴税官によるガイドライン発行権限

現在、石油税法、不動産利得税法、印紙税法において、IRB 長官または徴税官がガイドラインを発行することを認める規定は存在しない。各法令に関連する事項について、IRB 長官または徴税官にガイドラインを発行、撤回、改訂または修正する権限を付与する新たな規定を導入することが提案されている。

上記の提案は 2026 年 1 月 1 日から施行される。

4 オンラインによる電子申告の権限付与 – 所得税法、石油税法、ラブアン税法

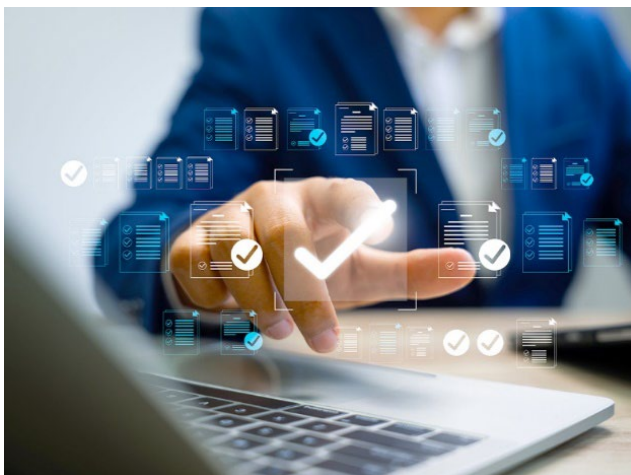
現在、Tax Agent または従業員に対する電子申告の権限付与手続きは、書面により行われている。

所得税法	石油税法	ラブアン税法
Form CP55 による	Form CP55 による	特定の様式なし

IRB のデジタル化推進に沿って、納税者の権限付与手続きを所定の様式によりオンライン化し、権限付与を電子媒体または電子送信の方法で IRB 長官に提出することが提案されている。これにより、行政上のコンプライアンスおよび権限付与の追跡可能性が強化される。

上記の提案は、関係法令について 2027 年 1 月 1 日から施行される。

5 申告書等を提出するための、パートナーシップに属する従業員の任命



現行の規定では、パートナーシップの主たるパートナーまたはその他の権限を有する者が、パートナーシップを代表して申告書等を提出するために従業員を任命することは認められていない。

この制約に対処するため、主たるパートナーまたはその他の権限を有する者に、そのような権限を付与することが提案されている。これにより、パートナーは税務申告の責任を委任でき、コンプライアンスの強化が期待される。

上記の提案は賦課年度 2026 から施行される。

6 Tax Agent の定義 – ラブアン税法

現在、ラブアン税法には Tax Agent の定義がない。

このため、ラブアン税法を改正し、ラブアン法人を代表して電子的に申告書を提出する権限を有する者として、Tax Agent を正式に定義することが提案されている。この定義は所得税法 153 条と同様であり、財務大臣の承認を受ける必要がある。

この改正により、資格を有し承認された Tax Agent のみがラブアン法人の税務に関して代理行為を行うことができるようになり、無資格者の活動を抑制し、税務ガバナンスおよび専門的責任の強化が図られる。さらに、ラブアンでの自己申告制度移行が賦課年度 2025 から進む中、承認された Tax Agent の存在は自己申告制度を支援する上で一層重要となる。

上記の提案は 2026 年 1 月 1 日から施行される。

7 MITRS を通じて書類を提出する義務を負う納税者の範囲拡大

MITRS (Malaysia Income Tax Reporting System) は、課税所得、納税額等を決定する目的で、IRB 長官が定める情報および書類を、納税者が提出するために設計された仕組みである。

これは所得税法 77 条または 77A 条に基づき申告書を提出する個人または法人に対して、賦課年度 2025 から適用されている。導入は段階的に実施されており、まず会社および LLP が対象とされている。また、e-Form C を提出する、税務番号が「C」で始まる財団も第 1 段階に含まれる。

必要な情報および書類の提出は、当該賦課年度の申告書提出期限（または延長された期限）から 30 日以内に行わなければならない。

賦課年度 2027 から、この適用を所得税法 86 条に基づき申告書を提出するパートナーシップにも拡大することが提案されている。

Real Property Gains Tax





Ng Fie Lih

Partner

flng@kpmg.com.my

Key Message

“提案されている不動産利得税の改正には、損失の繰越期間を 10 年に上限設定すること、みなし課税額に基づく留保金の納付オプションの導入、電子申告および電子承認の義務化、救済申請の標準化などが含まれています。これらの改正により、納税者は不動産利得税の自己申告制度をより確実に運用できるようになることが期待されています。”

1 控除可能損失の繰越期間制限

現在、不動産利得税（RPGT）の課税資産（不動産主体株式を除く）の処分によって生じた損失は、繰り越しが認められている。当年度の譲渡損は、同一課税年度内の後続の処分による譲渡益と相殺することができる。また、未利用の控除可能損失は、次年度以降に繰り越して譲渡益と相殺可能であり、繰り越し期間に制限はない。

この損失の繰り越しに関して、以下のとおり繰越期間の制限を導入することが提案されている。

提案	未利用の控除可能損失の繰越期間を最大 10 年に制限
施行日	賦課年度 2026 から施行
移行措置	過去の繰越累積損失（賦課年度 2025 以前のもの）は、賦課年度 2035 まで繰越・利用することができる。
コメント	今回の提案は、事業活動やキャピタル・アセットの処分によって生じた損失に関する所得税およびキャピタルゲイン課税の取扱いと整合するもの。 10 年という期間は、損失の相殺に対して合理的な猶予期間と言えるが、多額の累積損失を抱える納税者は、不動産投資計画においてより規律ある先見的なアプローチを採用する必要がある。繰越損失が期限切れとなる前に、新規取得や処分のタイミングを戦略的に見極めることが、全体的な税効率を改善するために重要となる。

2 取得者による留保金

現在、マレーシアの不動産または不動産主体会社の株式を取得する者は、購入代金の一部を留保し、譲渡日から 60 日以内に、IRB に納付することが義務付けられている。

留保金の額は、以下のいずれか少ない方とされる。

- 現金総額
- 購入対価の 3% / 5% / 7%（譲渡者の属性および資産の保有期間による）

取得者に対し、留保金を「みなし税額」に基づいて納付する追加のオプションを付与することが提案されている。この方法は、過剰な資金留保を回避するために特に有効と考えられる。

これに伴い、譲渡者の納税額を取得者に通知する選択肢を譲渡者に付与することが提案されている。この通知は、譲渡者が RPGT 申告書を IRB に提出した日に、電子媒体または電子送信により取得者に送達されたものとみなされる。

RPGT 申告書の提出期限に関して、譲渡者と取得者は同様に 60 日以内とされているため、取得者がみなし課税額に基づいて留保金を納付することを希望する場合、緊密な調整が不可欠である。

上記の提案は 2026 年 1 月 1 日から施行される。

3 修正申告書の電子申告

2025 年 1 月 1 日から RPGT が自己申告制度へ移行することに伴い、RPGT 法に新たに 13A 条が導入され、納税者は RPGT 申告書の提出期限から 6 か月以内であれば修正申告書を提出することが認められることとなる。現行、修正申告書の電子申告は義務付けられていない。

デジタル化の推進および効率性の向上を図るため、すべての修正申告書を電子媒体または電子送信により提出することが提案されており、この義務はすべての納税者カテゴリーに適用される。

上記の提案は 2026 年 1 月 1 日から施行される。



4 自己申告制度における追加納付額の分割納付

現在、賦課課税により生じた納税額については、納税者の申請に基づき、IRB 長官の承認を得ることで、納付遅延ペナルティが科されることなく、分割納付が認められている。

自己申告制度における税務の公平な取扱いを促進するため、申告書および修正申告書に基づくみなし課税額の追加納付額についても、IRB 長官の承認を得て、分割納付を認めることが提案されている。

この提案は、賦課課税制度と自己申告制度の一貫性を確保し、納税管理において納税者に同様な柔軟性を与えるものである。特に、対価が金銭以外である取引においては、納税者の当面のキャッシュフロー負担を軽減するために有効である。

上記の提案は 2026 年 1 月 1 日から施行される。

5 誤りまたは過誤以外の救済申請手続

誤りや過誤以外の事由による救済の申請は、所定の期間内に書面で IRB 長官に対して行うことができるとされている。申請が却下された場合、不服ある納税者は通知を受けた日から 6 か月以内に、書面で所得税特別委員会（SCIT）へ申立てすることができる。

現在	IRB 長官に対して申請を SCIT へ回付するよう求める書面について、所定の様式や形式は定められていない
提案	所定の様式を導入
施行日	2026 年 1 月 1 日から施行
コメント	所定の様式を導入することで、申請手続きが標準化され、明確性と一貫性が確保される。この変更は、誤りや過誤による救済申請の取扱いと整合している。

6 書類不提出のペナルティ

IRB 長官は、通知により、課税対象の有無または納税義務を確認するために必要と認める申告書、書類、銀行取引明細その他の情報を、いかなる者に対しても提出するよう求めることができる。しかし、現行では、この要請に従わない納税者に対する罰則規定がない。

そのため、通知に従わないことを違反行為とみなし、有罪判決を受けた場合、2,000 リンギット以下の罰金または 1 年以下の禁固、もしくはその両方のペナルティを科すことが提案されている。

この提案は 2026 年 1 月 1 日から施行される。

7 名義人、Tax Agent および弁護士への権限付与手続きの電子化



納税者は名義人、Tax Agent、または弁護士に対し、本人に代わって RPGT 法に基づく申告書等を電子媒体または電子送信で提出するための権限を、書面により与えることができる。

この権限付与を従来の書面ではなく、電子的に行うことが提案されている。これにより、任命された名義人、Tax Agent および弁護士が納税者に代わって行動できることを確保し、効率性向上やデジタル化が促進される。

この提案は 2027 年 1 月 1 日から施行される。

8 代理人の任命を撤回する権限

現在、IRB 長官は、RPGT 法の目的のために、他人の代理人として任意の者を任命する権限を有している。任命された代理人は、納税者のために保有している資金、または納税者に支払うべき金銭から、未納税額を支払うことを求められる場合がある。

IRB 長官に代理人の任命を撤回する権限を付与することが提案されている。詳細は未定であるが、撤回は次の場合に行われる可能性がある。

- 代理人がもはや納税者の資金を保有していない、または
- 税額が全額納付されている

この提案は 2026 年 1 月 1 日から施行される。

Stamp duty





Regina Lau
Partner
reglau@kpmg.com.my

Key Message

“印紙税の自己申告制度導入に伴い、現行の賦課課税制度からの移行に対応するため、関連法令に複数の改正が行われます。これには、税務当局による評価および追加評価の許容、自己申告に係る納付期限および遅延ペナルティの改定、売買による譲渡契約に対する還付手続きの円滑化、ならびに税務当局によるガイドライン発出権限の付与が含まれます。

さらに、自己申告制度に基づく印紙税徴収の強化に向けた政府の取り組みを反映し、罰則および過料が改定されました。一方で、雇用契約に対する印紙税免除の賃金基準額の引き上げや、誤りや過誤に起因する救済申請を電子的手段で行うことを認めるなど、一定の緩和措置も講じられています。”

1 自己申告制度導入に伴う改訂

自己申告制度の導入は、2026 年から、以下の文書の種類に応じて段階的に実施される。

Phase	適用日	文書の種類
Phase 1	1 January 2026	賃貸またはリースに関連する証書や契約、一般文書および証券に関する文書
Phase 2	1 January 2027	不動産所有権の移転に関する証書
Phase 3	1 January 2028	上記以外の証書または契約

マレーシアでの自己申告制度の導入開始を踏まえ、印紙税法を以下のとおり改訂することが提案されている。

i. 最終的な課税評価が確定している場合でも、当局による評価および追加評価を認めるための改正

現在、印紙税法第 36D 条は、評価が最終的かつ確定的であるための条件を定めているが、課税対象となる証書について十分な評価が行われていないと当局が判断した場合に評価および追加評価を行うことを認める印紙税法第 36CA 条の適用を考慮していない。

自己申告制度への移行を踏まえ、印紙税法第 36D 条第 2 項を改正し、第 36D 条第 1 項に基づく評価が、第 36CA 条に基づき十分な評価が行われていない場合には、最終的かつ確定的なものとはならないようにすることが提案されている。

ii. 自己申告制度に基づく税額の支払期限および申告遅延に対する罰則の改正

現在、印紙税法第 36 条第 2 項(b)では、課税対象となる証書に係る税額は、当局が評価を行ったとみなされる日に支払期限が到来すると規定されている。これを、申告書および証書が提出された日から 30 日以内に印紙税を支払うことを義務付けるよう、印紙税法第 36 条第 2 項を改正することが提案されている。

さらに、申告書および証書が印紙税法第 43 条および第 47 条で定められた期限内に提出されない場合、納税者は、申告日から 30 日以内に、印紙税法第 47A 条に基づく申告遅延ペナルティも支払う義務を負う。

iii. 売買による財産の譲渡に関して、自己申告制度に基づく還付制度を円滑にするための改正

現在、印紙税法第 21 条第 7 項では、売買による財産の譲渡について、後に契約または合意が解除、無効化、その他類似の理由により取り消された場合、当局による税の還付を認めている。

この条項を改正し、文書作成者が、文書の日付から 24 か月以内に当局へ還付申請を行うことを義務付けることが提案されている。

上記の提案は 2026 年 1 月 1 日から施行される。

2 外国法人またはマレーシア国籍を有しない者、もしくはマレーシアの永住者でない者が関与する居住用不動産の譲渡に関連する証書に対する印紙税率の引き上げ

現在、印紙税法の First Schedule 32(aa)では、外国法人またはマレーシア国籍を有しない者、もしくはマレーシアの永住者でない者への不動産の譲渡に関する証書について、譲渡対価または不動産の市場価値（いずれか高い方）に基づき、RM100 につき RM4（4%）の印紙税が課せられると規定されている。

新たに項目 32(ab)を設け、居住用不動産の譲渡に関する証書について、項目 32(aa)で指定された当事者に対する税率を RM100 につき RM8（8%）に引き上げることが提案されている。この新項目 32(ab)は、外国人による居住用不動産への投機的な投資を抑制するための管理メカニズムとして機能することが意図されているが、この提案が長期的に外国直接投資を阻害しないよう、その影響をモニタリングする必要がある。

上記の提案は 2026 年 1 月 1 日から施行される。

3 雇用契約に対する印紙税免除の賃金基準額の引き上げ

現在、印紙税法の First Schedule 4 では、月額賃金が RM300 を超えない場合、サービス契約または雇用契約、覚書に対して印紙税の免除が認められている。

この賃金基準額を月額 RM3,000 に引き上げることが提案されている。この改正により、事業コストの削減が期待されるとともに、現在のマレーシアにおける最低賃金（RM1,700）を踏まえ、免除基準をより現実的なものにすることができる。

上記の提案は 2026 年 1 月 1 日から施行される。

4 ペナルティおよび罰金に関する改訂

現在の印紙税法におけるペナルティおよび罰金について、次のとおり改正することが提案されている。

違反行為	ペナルティ / 罰金 (現行)	ペナルティ / 罰金 (提案)
<u>Section 4A(3)</u> : 国外で作成された株式譲渡証書に関するスタンプ義務違反	RM250 を超えない	RM1,000 ～ RM10,000
<u>Section 9(3)</u> : 認可を受けた者が徴収した税金を、各暦月の 1 日またはその直後 14 日以内に当局へ納付しなかった場合	RM200 または納付額の 10% のいずれか大きい方	RM500 または納付額の 20% のいずれか大きい方
<u>Section 61</u> : 印紙税の支払いを回避する意図をもって正式に作成された証書について、すべての事実および状況を開示しなかった場合	RM2,500 を超えない	RM2,500 ～ RM50,000
<u>Section 63(1)</u> : 正式なスタンプがなされていない文書を作成、署名した場合	RM1,500 を超えない	RM1,000 ～ RM10,000
<u>Section 64</u> : 約定通知書を作成、送付しなかった場合	RM1,500 を超えない	RM1,000 ～ RM10,000

違反行為	ペナルティ / 罰金 (現行)	ペナルティ / 罰金 (提案)
Section 72A : 印紙証書に関する違反 (印紙証書の販売、偽造など)	RM5,000 を超えない	RM2,500 ～RM50,000

上記の提案は、2026 年 1 月 1 日から施行される。

5 不動産交換取引における当事者の印紙税負担に関する改正

現在、印紙税法の Third Schedule 7 では、不動産の交換に関する証書に係る印紙税は、当事者間で均等に負担することが規定されているが、この規定を改正し、当該印紙税を受益者または譲受人が負担することが提案されている。

この提案は 2026 年 1 月 1 日から施行される。

6 誤りや過誤に関する還付措置を電子媒体を通じて申請できるようにするための改正

現在、印紙税法第 77A 条第 1 項(f)では、当局に対し、登録者が特定の場合において、証書を提示することなく電子的手段を通じて支払済みの印紙税の還付を受けることを認める権限が付与されている。しかし、この規定は、印紙税法第 50B 条に基づく誤りや過誤に関する救済申請には適用されない。そのため、印紙税法第 50B 条に基づく救済申請は、当局宛てに書面で行う必要がある。

印紙税法第 77A 条第 1 項(f)の適用範囲を拡大し、印紙税法第 50B 条第 2 項に基づく救済申請を含めることが提案されている。

この提案は 2026 年 1 月 1 日から施行される。

Personal Tax





Long Yen Ping

Partner

Head of Global Mobility
Services

yenpinglong@kpmg.com.my

Key Message

“2026 年度予算案の主な項目として、LLP（有限責任事業組合）の個人パートナー（居住者・非居住者を問わず）に対し、10 万リンギットを超える利益分配額に対して 2%の課税が導入されます。本措置は主に高所得者層に影響を及ぼすと見込まれています。

加えて、生活の負担軽減、家族の福祉向上、そして持続可能かつ包摂的なライフスタイルの促進を目的として、個人所得税の各種控除が拡充されています。”

1 LLP（有限責任事業組合）の個人パートナーへの利益分配に対する課税の導入



賦課年度 2026 から、LLP（有限責任事業組合）の個人パートナーが、マレーシアで得られた利益を現金または現物で LLP から支払、計上、または分配された場合、その金額が RM100,000 を超えるとき、その利益は当該基準期間における個人の法定所得とみなされる。居住者・非居住者を問わず、LLP の個人パートナーは、当該利益に係る課税所得に対して 2%の所得税が課される。

一方、現金または現物で支払、計上、または分配された利益が RM100,000 未満の場合は、引き続き所得税免除となる。

利益が現物で分配される場合、その額は分配時点の市場価値と同等とみなされる。

また、個人パートナーが雇用所得や賃貸所得など、課税対象となる他の所得を受け取る場合、2026 年度予算案では、課税対象となる利益分配部分を以下の算式に基づき算定することが提案されている。

$$\frac{A}{B} \times C$$

A – 支払・計上・分配された利益分配額

B – 個人パートナーの総所得額

C – 個人パートナーの課税所得額

2 国内観光関連費用に係る所得控除の再導入

RM1,000 の所得控除が、以下の支払いに対して適用される。

- 観光名所への入場料
- 文化・芸術プログラムへの参加費

配偶者が共同申告を選択した場合、または総所得がない場合、いずれかの配偶者が支払った費用は、課税所得を有する、または申告を受けるもう一方の配偶者が負担したものとみなされる。

(賦課年度 2026 のみ)

3 所得控除の対象拡大と限度額引上げ

以下の既存の所得控除および控除限度額について、対象範囲の拡大または限度額の引上げが提案されている。

所得控除の種類	控除額 (現行)	控除額 (提案)	変更点と適用期間
両親および祖父母に対する健康診断の一環で行われるワクチン接種費用	上限 RM1,000		マレーシア国家医薬品規制庁 (NPRA) に登録されたワクチンの接種に限定される
納税者、配偶者および子女に係るワクチン接種費用	上限 RM1,000		NPRA に登録されたワクチンの接種を含むように拡大される (賦課年度 2026 より)
18 歳以下の子女に係る医療費	上限 RM6,000	上限 RM10,000	控除上限を RM4,000 引き上げる (賦課年度 2026 より)
• 学習障害の診断を目的とした評価 • 学習障害に対する早期介入プログラムまたはリハビリ治療			
6 歳以下の子女に係る認可保育施設または幼稚園への支払料金	上限 RM3,000		12 歳以下の子どもにかかる認可ケアセンターへの保育料の支払いも対象に含まれる。 (賦課年度 2026 より)

所得控除の種類	控除額 (現行)	控除額 (提案)	変更点と適用期間
- 納税者本人の車両に係る電気自動車充電設備の設置、賃貸、購入（割賦購入を含む）または利用のためのサブスクリプション費用。ただし、事業用途は対象外 〔賦課年度 2023 から 2027 年度まで控除対象〕 - 家庭用の食品廃棄物堆肥化機の購入費用〔賦課年度 2025 から 2027 までの間に一度のみ控除対象〕	RM2,500		個人の家庭用目的で使用する食品廃棄物粉碎機または防犯カメラ（CCTV）の設置費用または購入費用が対象に含まれる。 控除は賦課年度 2026 または 2027 のいずれか一度のみ申請可能
(a) 納税者および配偶者に係る生命保険料またはタカフル拠出金	RM3,000		(a) について子女を対象に含むよう拡大される。
(b) 納税者、配偶者および子女に係る教育保険料および医療保険料	RM4,000		(a) (b) 共に対象となる子女は以下の通り i. 18 歳未満で未婚 ii. 18 歳以上で未婚であり、大学その他同様の教育機関において全日制の教育を受けていること iii. 未婚であり、職業または専門資格取得を目的として研修または実習契約の下で勤務していること iv. 未婚であり、身体的または精神的障害があると認められていること (賦課年度 2026 より)

Contact Us

Petaling Jaya Office

Soh Lian Seng

Partner –
Head of Tax and Tax Dispute Resolution
lsoh@kpmg.com.my
+603 7721 7019

Tai Lai Kok

Partner – Head of Corporate Tax
ltai1@kpmg.com.my
+603 7721 7020

Bob Kee

Partner – Head of Transfer Pricing
bkee@kpmg.com.my
+603 7721 7029

Long Yen Ping

Partner –
Head of Global Mobility Services
yenpinglong@kpmg.com.my
+603 7721 7018

Ng Sue Lynn

Partner – Head of Indirect Tax
suelynng@kpmg.com.my
+603 7721 7271

Outstation Offices

Penang Office

Evelyn Lee

Partner
evewflee@kpmg.com.my
+603 7721 2399

Poh Sin Yue

Executive Director
sypoh@kpmg.com.my
+603 7721 7285

Kuching & Miri Offices

Regina Lau

Partner
reglau@kpmg.com.my
+603 7721 2188

Kota Kinabalu Office

Titus Tseu

Executive Director
titustseu@kpmg.com.my
+603 7721 2822

Johor Office

Ng Fie Lih

Partner
flng@kpmg.com.my
+603 7721 2514

Ipoh Office

Crystal Chuah Yoke Chin

Associate Director
ycchuah@kpmg.com.my
+603 7721 2714

KPMG Offices

Petaling Jaya

Level 10, KPMG Tower,
8, First Avenue, Bandar Utama,
47800 Petaling Jaya, Selangor
Tel: +603 7721 3388
Fax: +603 7721 3399
Email: info@kpmg.com.my

Penang

Level 18, Hunza Tower,
163E, Jalan Kelawei,
10250 Penang
Tel: +604 238 2288
Fax: +604 238 2222
Email: info@kpmg.com.my

Kuching

Level 2, Lee Onn Building,
Jalan Lapangan Terbang,
93250 Kuching, Sarawak
Tel: +6082 268 308
Fax: +6082 530 669
Email: info@kpmg.com.my

Miri

1st Floor, Lot 2045,
Jalan MS 1/2,
Marina Square, Marina Parkcity,
98000 Miri, Sarawak
Tel: +6085 321 912
Fax: +6085 321 962
Email: info@kpmg.com.my

Kota Kinabalu

Lot 3A.01 Level 3A,
Plaza Shell,
29, Jalan Tunku Abdul Rahman,
88000 Kota Kinabalu, Sabah
Tel: +6088 363 020
Fax: +6088 363 022
Email: info@kpmg.com.my

Johor

Level 3, CIMB Leadership Academy,
No. 3, Jalan Medini Utara 1,
Medini Iskandar,
79200 Iskandar Puteri, Johor
Tel: +607 266 2213
Fax: +607 266 2214
Email: info@kpmg.com.my

Ipoh

Level 17, Ipoh Tower,
Jalan Dato' Seri Ahmad Said,
30450 Ipoh, Perak
Tel: +605 253 1188
Email: info@kpmg.com.my

Some or all of the services described herein may not be permissible for KPMG audit clients and their affiliates or related entities.



kpmg.com.my/Tax

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2025 KPMG Tax Services Sdn. Bhd., a company incorporated under Malaysian law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.